同表の付表に次のように加える。

六十 ペルーから発送され、

他の地域を経由し

ないで輸入されるハス種のアボカドの生果実

七十三号)の一部を次のように改正する。 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第植物防疫法施行規則の一部を改正する省令 農林水産大臣 林 芳正 施行規則の一部を改正する省令を次のように定め第七条第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号) の農林水産省令第六十号 「(付表第六十に掲げるものを除く。)」を加え、別表二の一の項植物の欄中「アボカド」の下に 平成二十七年六月十五日

報

官

この省令は、公布の日から施行する。 附 則 であつて農林水産大臣が定める基準に適合しであつて農林水産大臣が定める基準に適合し